



(端数計算)

**第十四条** 地方揮発油税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に関する国税通則法の規定を適用するときは、これらの税の額の合算額につき、同法の規定を適用する。

(採取した見本に関する適用除外)

**第十四条の二** 国税通則法第七十四条の五第二号ハの規定により採取した見本に關しては、第五条及び第七条の規定は、適用しない。

(罰則)

**第十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により地方揮発油税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第九条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

三 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超えて該地方揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

四 第一項第一号に規定するもののほか、第七条第一項の規定により揮発油税の申告にあわせて申告しなければならない地方揮発油税の申告を、当該揮発油税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことにより地方揮発油税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて該地方揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

**第十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の罰金刑を科する。

六 前項の規定により前条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

## 附 則 抄

1 この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

## 附 則 (昭和三十二年四月六日法律第五六号) 抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則 (昭和三四年四月九日法律第一一〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十四年四月十一日から施行する。

4 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則 (昭和三四年四月二〇日法律第一一四八号) 抄

1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の施行の日から施行する。

## 附 則 (昭和三六年三月三一日法律第三九号) 抄

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則 (昭和三七年四月二日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(罰則に係る経過措置)

**第十八条** この法律の施行前にした国税に係る違反行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる国税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税に関するその他の経過措置の政令への委任)

**第十九条** 国税通則法附則及び前十八条に定めるもののほか、国税通則法及びこの法律第一章の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(昭和三九年三月三一日法律第三二号) 抄

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる揮発油税及び地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第三六号) 抄**

1 (施行期日) この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和四一年三月三一日法律第三九号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和四一年四月一日から施行する。

**附 則 (昭和四一年三月三一日法律第三九号) 抄**

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和四一年三月三一日法律第三九号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和四一年三月三一日法律第三九号) 抄

**第一条** この法律は、昭和四一年三月三一日法律第三九号) 抄**第一条** この法律は、昭和四一年三月三一日法律第三九号) 抄

(揮発油税法及び地方道路税法の一部改正に伴う経過措置)

- 第五条** 改正前の揮発油税法(以下この条において「旧法」という。)第十四条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出された揮発油又は旧法第十四条の二第一項の規定により揮発油税の免除を受けて保税地域から引き取られた揮発油で、施行日に保税地域に現存し、又は同日以後に保税地域に移入されるものは、改正後の揮発油税法(以下この条において「新法」という。)第十四条第六項又は第十四条の二第五項の揮発油とみなす。

- 2 旧法第十四条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出された場合の施行日以後の手続について**は、新法第十四条第七項の規定を適用する。

- 3 施行日前に旧法第十七条第八項各号に掲げる場合に該当することとなつた揮発油が同日に当該各号に規定する揮発油の製造場に現存するときは、同日に当該揮発油が当該揮発油の製造場に移入されたものとみなして、新法及び改正後の地方道路税法の規定を適用する。**

- 4 施行日に保税地域に該当する揮発油の製造場において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当する揮発油を所持する者は、当該揮発油を貯蔵している当該製造場の位置、当該揮発油の所持数量その他政令で定める事項を、同日から一月以内に、当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で届け出なければならない。**

- 5 新法第四条の規定により揮発油の製造場とみなされる場所において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当する揮発油を製造している者が、既に旧法第二十三条第一項の税関長に同項前段の規定による申告をしている場合には、その者が施行日に新法第二十三条第一項の税務署長に同項前段の規定による申告をしたものとみなす。**

(政令への委任)

- 関税法等の一部を改正する法律附則第一項から第六項まで、関税定率法の一部を改正する

- 法律(昭和四十一年法律第三十七号)附則及び附則第一条から前条までに定めるもののほか、これらの法律及びこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

- 第九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる内国消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四七年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月二七日法律第五四号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 第五条** 改正後の所得税法第二百四十四条第二項、法人税法第一百六十四条第二項、相続税法第七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三十一条第二項、地方道路税法第十七条第二項、石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、関税暫定措置法第十四条第二項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十八条第六項及び輸入品に対する内国消費税の徵収等

- に関する法律第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後に入れた所得税法第二百三十八条第一項、法人税法第一百五十九条第一項、相続税法第六十八条第一項、酒税法第五十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十五条第一項、砂糖消費税法第三十五条第一項、揮発油税法第二十七条第一項、地方道路税法第十五条第一項、石油ガス税法第二十八条第一項、石油税法第二十四条第一

- 項、物品税法第四十四条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、入場税法第二十五条第一項、取引所税法第六条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項若しくは第十八条後段、関税法第二十条第一項から第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十四条、第五十八条の二(見出しを含む)、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五条の改正規定、同法第一百十三条の二を同法第一百十三条の三とし、同法第一百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十五条及び第一百十六条の改正規定、同法第一百十七条の改正規定(「第一百十三条の二」を「第一百十二条の一(特例申告書を提出期限までに提出しない罪)、第一百十三条の三」に、「第六号まで(許可)」を「第七号まで(許可)」に改める部分に限る)、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(地方道路税法の一部改正に伴う経過措置)

- 第二十条** この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

(地方道路税法の一部改正に伴う経過措置)

- 第二十九条** この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税(以下この条、附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十一一条第二項、第八十四条第二項、第八十六条规定による改正前の地方道路税法(以下この条において「地方道路税法」という。)第六条第一項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油(地方道路税法第二条第一項に規定する揮発油(租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含む。)をいう。以下この条、附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十一一条第二項、第八十四条第二項、第八十六条规定による改正後の地方道路税法(以下この条において「地方揮発油税法」という。)第六条第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

(地方道路税法第八条第二項の規定により提供された担保は、地方揮発油税法第八条第二項の規定により提供された担保とみなす。)

- 第三十条** 行使日前に揮発油の製造者がその製造場から移出し、又は他の揮発油の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた揮発油を、当該製造場に戻し入れ、又は移入した場合において、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方揮発油税額」とあるのは、「地方道路税額」として、これらの規定を適用する。

- 第五十一条** 行使日前に揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を、その製造を廃止した後当該製造場であった場所に戻し入れた場合において、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方揮発油税額」とあるのは、「地方道路税額」として、これらの規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

**第一百一一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百二十二条** この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)

その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**第一百三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(税制の抜本的な改革に係る措置)

**第一百四十四条** 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十一年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、一千零十一年代(平成二十一年から令和元年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不斷に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。)の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。)の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

五 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。

**附 則 (平成二十二年三月三一日法律第六号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日

イからチまで 略

(罰則に関する経過措置) 第一百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百四十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二十三年三月三一日法律第二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イからチまで 略

(罰則に関する経過措置) 第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

**第九十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二十三年一二月一日法律第一一四号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 一から四まで 略

イからチまで 略

リ 第十条及び附則第三十三条第四項の規定

(酒税法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 第三十三条

4 平成二十四年十二月三十一日以前に第十条の規定による改正前の地方揮発油税法(以下「旧地方揮発油税法」という。)第十四条の二第一項各号に規定する者に対して行つた同項の規定によ

る質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対する当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るもの）を含む。）に付いては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第一百四条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）

**第一百四条の一** この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他この法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第一百五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（納税環境の整備に向けた検討）

**第一百六条** 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附 則（平成二十九年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イからハまで 略

二 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十四条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。）並びに附則

第四十条第二項及び第三項、第一百五条、第一百六条、第一百八十二条から第一百四十四条まで、第一百十八

条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条から第一百三十三条まで、第一百三十五条及び

に第一百三十六条の規定

（罰則に関する経過措置）

**第一百四十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第一百四十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三十一年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

**第一百四十三条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第一百四十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三十一年三月二十九日法律第六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十一まで 略  
十二 次に掲げる規定 令和十六年四月一日  
イ 第七条及び第八条の規定並びに附則第二十六条の規定

（罰則に関する経過措置）

**第一百五十五条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第一百五十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和六年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和六年十月一日

イからニまで 略

ホ 第八条の規定並びに附則第十六条及び第六十四条の規定

（罰則に関する経過措置）

**第七十二条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第七十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。